

## Aブロック要求書

平成 28 年 01 月 22 日

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 29 番 53 号

大阪入国管理局内 7 階 A ブロック内長期収容者

### 要 求 書

私達は大阪入国管理国収容場 7 階内 A ブロックの収容者です。私達はみんなで話し合いのうえ、強く要求することを決めました。なお、私は日本語を書けるからという事で、代表して書かせていただきます。

私達は、日系人、日本人配偶者、難民、家族の生活などさまざまな事情によって特別在留許可の申請、難民申請や退去強制令書の取消訴訟等などの理由によって収容されている者です。A ブロック内においては長い者で 1 年 1 か月以上の長期間にわたって収容されている者もいて、現在大阪入国管理局内において医療関係に関する何の知識も資格も持っていない素人の職員による身勝手な判断や、大阪入国管理局内での勤務している医者による不十分な診断又は病状にあった適切な診査をせずに薬を出すことによって、私達の病状は相当悪化しており、事実最悪の事態になっております。具体的には、私たちの体調不良や病気になった時にかくブロックにいる担当職員に申し出をし、医務診察をしてもらうことになっていますが、かくブロックにいる入国警備官又は看護婦などといった医療関係に関する何の資格も持っていない素人の職員の判断でわけのわからない薬を飲ませるだけでなく、適切な治療をしてもらえないのが現在の状況です。

大阪入国管理局に収容させられている以上は、私達の健康状態や病気に関して適切な治療をさせる義務や責任が法的に大阪入国管理局にあることは言うまでもないことなのですが、現時点で大阪入国管理局側はその義務をはたしていません。

被収容者処遇規則第 30 条 1 項が「所長等（入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」と規定していることから明らかなのにもかかわらず、医務診療申出時に警備官に病状は何であろうと皆に同じ痛み止めをあたえるだけで、適切な治療をしてもらえないのが現在の状況です。

重い病気をわずらっている人がこの A ブロックだけでも大人数です。わずかながら紹介させていただきます。

まず一人目は、イラン国籍の A さんです。この A さんのばあい、うつ病、巻き爪や食事に出る肉やごはん、みそ汁を食べると気分が悪くなり、吐き気やアレルギー、耳から出血とい

った病状が起こることから、何回も医務診察申出をしても見てもらえず、食事に出る肉やパン、みそ汁やバターを食べることが出来ないことから、食事をベジタリアンにと、そしてごはんを食パンに変更願申出をしても、変えてもらえないというのが現状です。

二人目は、イギリス国籍のBさんです。この方のばあいは、うつ病を持っており、医務診察申出を2回ほどしても、入管に勤務している医者は診察をする必要が無いと入国警備官を通じて伝えられ、イギリスの領事館に面会に来ていただいた時にその旨を相談したら、後日入管に勤務している医者に見てもらい、うつ病のことを説明し、薬を出されました。二週間ほど出された薬を飲んで見て、看護婦に「薬はどうですか」と質問され「あんまり効かない」ことを説明したら、看護婦に「よい薬が必要だったら、イギリスに帰れば沢山あるよ」と言われました。しかし、イギリス国籍のこの方にはどうしても帰れない理由があり、現在の状態が続く可能性が高いことを考えると不安や不眠症で生活が困難なため、精神科医による診察を受けたい旨を入管に勤務している医者に相談したら「考える」と言われ、後2回診察をしたら「精神科による診察は必要が無い」と言われ、「今出されている薬を飲み続けるか止めるしか方法が無い」と言われました。

次にこの方は収容される4ヵ月～5ヵ月前に胃潰瘍になっていたため、診察に行った時に「胃カメラによる検査を6ヵ月後にもう一度する必要があります」と言われていた事を収容されてから入管の医者に相談をしても「必要が無い」と言われるだけです。

三人目は、ブラジル国籍のCさんです。この方は両方の足が巻き爪になっており、何回も、医者による診察を申出ても、看護婦にしか見てもらえず、頭痛用として入管においてある薬を出すことしか出来ないと言われます。この方は外で医者診察を行ったときにはすでに陥入爪によって皮膚が傷つけられており、感染を引き起こしていたため、抗生物質を飲み、その後に変形した爪を正常な形に戻す施術を行わなければいけない旨を説明され、抗生物質を飲んでいる間に入管に収容されることになり、治療を中断され、今では歩くにも困難で、痛みのせいで夜眠ることも出来ていません。

四人目は、トルコ国籍のDさんです。この方は以前鞏丸の痛みにより手術を行っており、収容されてからまた強い痛みを感じるようになり、入管に勤務している医者に診察してもらっても「何でも無い」からと言われ、頭痛用の薬しか出してもらえません。この方は強い痛みのせいでトイレで大便時にしゃがむことも出来ず、強い痛みのせいで夜眠ることも出来ていません。

五人目は、ベトナム国籍のEさんです。この方は収容されてから顔に淡褐や暗褐の斑点が出来、目にも出来物が出来、その旨を入管の医者に説明しても、入管ににきび用としておいてある薬を塗ることしか出来ないと言われ、看護婦に伝えられました。当然ながら、その薬が効かな

いことを申出ても、何もしてもらえません。

人間が疾病を治癒させるために適切な治療を受けることが出来る権利は、人間の尊厳から発する最も根本的な権利であり、憲法 25 条の生存権の自由権的側面として保障されている根本的な人権を大阪入国管理局によって侵されていることは一切許しません。

医師法第 20 条「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。」

私達は入管によって身柄を拘束され、自由に病院まで行くことも出来ませんし、他の収容者が病気やケガに苦しんでいても病院に連れていくことも出来ません。したがって、収容者のうったえがあれば、すみやかに診療を受けさせることは、収容主体である入管の義務であって、それが出来ないならば、収容を止めるべきです。

私達は健康のためにも、待っていている家族などのためにも、長期収容をやめ、医療に関する問題に目を向け、徹底的に改善するよう、強く求めます。収容をするのであれば、それなりに私達の命に関わる事に対しての、もっと強い責任をもって務めていただきたいです。

私達一同は外で待っている家族などのもとへ、健康な状態で共に生きる権利がありますし、私達には国には帰らない、帰れない理由があります。「帰って当たり前」という入管の一方的な考えでは、私達への「人権侵害」になります。

入国警備官に言われた言葉の例をあげようと思います。

医務診察申出願時に、

(質) 何故多くのばあい、医者による診察願を申出しても、医者に見てもらえないですか。

(答) これが入管のやりかたであって、診察をするかどうかはボスが決める。(0-138 番札担当)。

私達は先の見えない長期収容から来る過度のストレス、拘禁病、不眠症、自律神経失調症、その他の病気に悩まされています。このような事から、以下の 13 点を強く要求しますので、これらの事を考慮し、2 週間以内ご返答をよろしくお願い致します。

入管施設への入所が合計 6 ヶ月経過している者の仮放免の許可。

精神的又は身体的の理由で通院が必要と認められる者は入所期間に関係なく仮放免を許可。

保証金の金額を本人や身元保証人、引受人の金銭状況を考慮し、本人等の希望を重視。

仮放免申請後、おおむね 1 ヶ月以内に結論を出す。

在留資格の交付。

飲料や食品の差し入れ許可 (外国産含む)、

毎回弁当に出るインスタント食品を手作り物へと替えること。

健康診断を定期的に行うこと。

何十人も収容されているのに運動所が小さすぎます。ここが長期収容になったなら、それなりに考えてもらいたいです。

ドアの開閉時間が短すぎます。私達は動物ではなく、気持ちを持った人間です。

夜、部屋での電話時間を増やすか部屋に電話機を設置して下さい。後自動販売機の横に電話機が3つありますが、利用時によりで散髪する人や喋る人も居るので雑音が入るため、会話が出来ません。電話ボックスを設置して下さい。

CDプレイヤーの差し入れ許可をお願いします。

以前はボランティアとの面会時間は30分だったのに、今は15分です。以前と同じよう、ボランティアとの面会時間を30分へと戻して下さい。

以上の事を全て改善するよう強く要求致します。

[以下、被収容者27名の署名(省略)]